

葛飾区公金運用管理基準

平成14年5月27日
14葛収第40-2号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この基準は、区の公金の運用管理の原則を定めることにより、公金の安全で有利な運用を図り、もって区財政の効率的運営に資することを目的とする。

(運用方針)

第2条 歳計現金及び歳入歳出外現金(以下「歳計現金等」という。)並びに基金に属する現金の運用管理に当たっては、安全性の確保を最優先することとし、そのうえで有利性、効率性を確保するものとする。

また、この基準によるものの他、具体的な公金運用管理方針については、毎年度会計管理者が別途定める。

(歳計現金等の運用管理)

第3条 歳計現金等は、指定金融機関の普通預金に預託することを原則とし、支払準備に余裕があると判断される現金については、次条に準じ預託することができる。

(基金の運用管理)

第4条 基金に属する現金の運用管理は、次により行う。

- (1) 金融機関へ預託する場合は大口定期預金等とする。
- (2) 債券を購入する場合は、国債、地方債、政府保証債その他で、元本の償還及び利息の支払いが確実な利付債券又は割引債券とする。
- (3) ゆうちょ銀行へ貯金する場合は、定額貯金又は定期貯金とする。
- (4) 預託先金融機関は、次に挙げる事項を満たす金融機関のうちから選定するものとする。
 - ①自己資本比率が、銀行法等による規制基準を上回る水準であること。
 - ②主要格付機関による格付けのある金融機関においては、その長期債務格付けが投資適格水準であること。
 - ③その他別に定める事項。
- (5) 預託する金融機関は、原則として、区内に本店・支店を有する金融機関とする。
- (6) 本項第4号の評価に当たっては、各金融機関のディスクロージャー誌(業務報告書等)の数値を適用する。また、必要に応じて、該当金融機関の本店・支店に直接説明を求

めるものとする。

(7) 大口定期預金等に預託する場合は、原則として、6 か月を超えない範囲とする。ただし、長期運用が可能のものは、2 年を超えない範囲とする。

(8) 前号ただし書の規定にかかわらず、メガバンク（みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行及び三井住友銀行）及びメガバンク系の信託銀行（みずほ信託銀行、三菱 UFJ 信託銀行及び三井住友信託銀行）のうち、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者のうち少なくとも 1 社から同条第 34 項の規定による長期債務に係る信用格付が AA（ダブル A）以上の評価を受けているものにおいて、長期運用が可能なのは 10 年を超えない範囲とする。

（預金の解約）

第 5 条 区の支払に必要な場合のほか、預託している金融機関が次の各号の一に該当するときは、預金を解約することができる。

- (1) 経営状況の悪化等により第 4 条第 4 号に定める基準を満たさなくなったとき
- (2) 金融機関として信頼性に欠ける行為が判明したとき
- (3) その他預金を解約することが適当と認めたとき

付 則

（施行期日）

1 この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 14 年度における特例）

2 第 3 条に規定する預託は、平成 14 年度においては、普通預金とする。

3 第 4 条に規定する預託は、平成 14 年度においては、普通預金とすることができる。

付 則

この基準は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年8月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成30年5月15日から施行する。